

(参考様式3)

会 議 録 (要約)

| | | | | | |
|--------------|---|--------------|--|------|----|
| 会議の名称 | 第16期第7回東村山市立公民館運営審議会 | | | | |
| 開催日時 | 平成24年5月21日(月) 18時～20時 | | | | |
| 開催場所 | 中央公民館 第3集会室 | | | | |
| 出席者 及び欠席者 | ●出席者： (委員) 川村・倉田・芦沢・本保・遠藤・鎌田・縣・滝川・村上・小松 各委員 (市事務局) 曾我教育長部・間野教育部次長・内野公民館長・半井館長補佐・田中萩山公民館長・内藤秋津公民館長・川嶋富士見公民館長・時岡廻田公民館長・門脇主任 | | | | |
| 傍聴の可否 | 傍聴可能 | 傍聴不可の場合はその理由 | | 傍聴者数 | 0名 |
| 会議次第 | 1. あいさつ 2. 委嘱状交付 3. 報告事項 (1) 人事異動について (2) 23年度都公連委員部会第3回研修(3/3)について (3) 24年度都公連定期総会(4/18)について (4) 24年度公民館運営方針について (5) 23年度事業報告、24年度事業予定について (6) 事務分掌、23年度決算、24年度予算について (7) 条例改正について 4. 審議事項 (1) 公民館の市民へのPR活動について(前回継続⑦) (副題：公民館利用者を増やすためにどうしたらよいか) 5. その他 (1) 第53回関東甲信越静公民館研究大会について | | | | |

会 議 経 過 (要約)

1. あいさつ

川村公運審会長、曾我教育部長、間野教育部次長、内野公民館長より

2. 委嘱状交付

芦沢委員、本保委員へ委嘱状交付

3. 報告事項

(1) 人事異動について

- ・ 萩山公民館長 (桑原→田中)、富士見公民館長 (名倉→川嶋)、廻田公民館長 (嶋田→時岡)
- ・ 職員 (2名) の異動

(2) 23年度都公連委員部会第3回研修 (3/3) について

資料参照

(3) 24年度都公連定期総会 (4/18) について

資料参照

(4) 24年度公民館運営方針について

資料参照

(5) 23年度事業報告、24年度事業予定について

資料参照

(6) 事務分掌、23年度決算、24年度予算について

資料参照

(7) 条例改正について

- ・ 社会教育法の改正によって、公民館運営審議会条例における公民館運営審議会委員の要件 (学校教育及び社会教育の関係者、学識経験のある者) に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」が追加されたため、今任期後の委員選出についてこれを考慮しなくてはならない

4. 審議事項

(1) 公民館の市民へのPR活動について (前回継続⑦)

(副題：公民館利用者を増やすためにどうしたらよいか)

・ 講座の充実とPRについて

過去に講座を受講し、後年になって趣味を広げることができ、感謝しているという利用者がいた。公民館は貸し館ではなく、社会教育の場として講座の充実を図るべきである。また、ただ宣伝をするだけでは効果はない。魅力ある講座を開催することで、効果的にPR活動ができる。

・ 社会的弱者に対する活動について

高校に行けず、働いている子どもがいるのだが、午前中は公園で遊ぶなど、

居場所がない状態である。公民館で扱うことはできないだろうか。そういった子どもや、病気、外国籍の人々に光を当てることも必要ではないか。

- ・常設ブースの設置について

公民館に女性問題を取り扱ったブースが欲しいという要望があったが、公民館側から固定的なブースは作れないとの回答があった。上記内容を実現するためには、いつでも対象者が来れば開いているフリースペース、ブースが必要になる。だが、公民館では現状難しい。

- ・新規支援学級の開設について

かめこの学級のような新規支援学級の開設を行うことは、十分に考えられる。問題は監督者の問題であり、それがクリアできないのであれば、利用方法について検討しなければならない。

5. その他

(1) 第53回関東甲信越静公民館研究大会について

- ・参加委員3名

【次回開催日】平成24年9月10日（月）18時より

| | |
|-----------|--|
| 問 合 わ せ 先 | 教育部公民館庶務係 担当者名 半井・門脇 電 話 番 号 042-395-7511 ファクス番号 042-395-7515 |
|-----------|--|